

港湾の施設の技術上の基準・同解説（H19.4）改訂 新旧対比表

項目	現行	改訂
第4編 施設編 第2章 技術基準対象施設に共通する事項 1.2.4 性能照査 P.512	(7) その他 ① 岸壁ケーソンの場合、疲労限界状態の照査は、原則として省略してよい。 ② ケーソンを移動するためジャッキなどで持ち上げる場合又は据付け後の不同沈下などに対しては、ケーソン全体をはりと考えて照査してよい。その場合、底版に対しては、押抜きせん断について照査する必要がある。	(7) その他 ① 岸壁ケーソンの場合、疲労限界状態の照査は、原則として省略してよい。 ② ケーソンを移動するためジャッキなどで持ち上げる場合又は据付け後の不同沈下などに対しては、ケーソン全体をはりと考えて照査してよい。その場合、底版に対しては、押抜きせん断について照査する必要がある。 ③ 消波ブロック被覆堤では、消波ブロックがケーソン側壁に繰り返し衝突し、穴あきに至る局部破壊が発生する場合がある。文献 14-1)では、ケーソン側壁の局部破壊に対する設計・照査方法が示されており、参考にすることができる。
第4編 施設編 第2章 技術基準対象施設に共通する事項 1.2 ケーソン P.564	[参考文献]	[参考文献] 14-1) 川端雄一郎・加藤絵万・岩波光保：維持管理を考慮した防波堤ケーソン側壁の耐衝撃設計に関する検討，港湾空港技術研究所資料，No.1279，2013